

仕様書

1 件名

第 10 期荒川区高齢者プラン策定支援委託

2 委託目的

荒川区の第 10 期高齢者プラン(老人福祉法等に基づく老人福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画及び認知症基本法に基づく認知症施策推進計画を策定するもの)策定のため、事前に実施した各種調査の結果及び高齢者福祉を取り巻く国・都をはじめとする社会動向等を踏まえ、介護サービスの供給量推計、供給基盤整備、保険財政推計、高齢者施策全般の方向性等の検討結果を第 10 期高齢者プラン案としてまとめるなど、区の第 10 期高齢者プラン策定を支援することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託内容

各種調査結果・データの分析、高齢者プランの素案作成、会議運営等、区の第 10 期高齢者プラン策定を支援する。

(1) 介護保険認定・給付実績データの分析

区が事前に実施した各種実態調査のデータ、区の保有する認定・給付実績(過去 3 年間)のデータ、国が提供するワークシート及び地域ケア「見える化」システム等を活用して、分析作業等を実施すること。また、各種データ等の分析は、介護サービスの利用動向、将来を見据えた設計等を行えるなど、プラン策定支援に結び付くように行うこと。

(2) 各種分析データ等の提出

コーホート要因法を用いた人口推計、上記(1)に基づく集計(各種クロス集計など)、推計値・算定値、調査報告書等については、区の指示に基づき隨時提出すること。

(3) 高齢者プランの素案の作成

上位計画である荒川区地域福祉計画を念頭に、第 9 期高齢者プランをはじめ、荒川区の人口ビジョンや厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が発表する人口統計、社会保障審議会等の国における議論、各種分析結果、区の特性等を踏まえて高齢者プランの素案を作成するとともに、策定支援を行う。

(4) 会議等の運営支援

荒川区介護保険運営協議会(4 回程度)、荒川区高齢者プラン策定委員会(4 回程度)について、区の指示に基づき資料を作成し、また、会議に同席して議事録作成等の運営支援を行うこと。

(5) 計画書及び概要版の作成

成果品として計画書及び概要版の作成、印刷、製本を行う。

5 想定スケジュール

①	計画の骨子案作成	契約締結日～4月末
②	データ分析	5月上旬～7月上旬
③	素案の取りまとめ・作成	7月中旬～11月下旬
④	パブリックコメント	12月上旬～12月下旬
⑤	計画書等成果物納品	令和9年3月末まで

※なお、スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

6 実施体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために必要な能力と経験を有する技術者を配置するとともに、十分な人員を確保すること。
- (2) 受託者は、平成29年度以降に人口20万人以上の地方公共団体において、福祉に係る同種の業務を受託した実績を有すること。

7 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

- (1) 計画書本編 300部
(A4判200ページ程度、表紙デザイン有、本文4色刷り)
- (2) 概要版 300部
(A4判10ページ程度、レイアウトデザイン、本文4色刷り)
※ 上記(1)及び(2)の成果品で使用する紙は、荒川区グリーン購入推進方針に定められている判断の基準に適合していること。ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は、担当者の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。
- (3) 上記(1)及び(2)の電子データ一式
- (4) その他関係書類一式（協議の上検討するものとする）
- (5) 納入場所 荒川区福祉部福祉推進課

8 その他

- (1) 受託者は、業務実施に当たり、速やかに区と打合せの上、作業方針等を決定し、その後も区と連絡を密にするように努め、十分な協議を行い、本委託業務が効果的に進められるように留意すること。
- (2) 受託者は、緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡が取れる体制を確立するとともに、迅速な対応を可能とする体制を整えること。
- (3) 契約期間中に国等から示される指針があった場合及び国等から示されている指針等に変更があった場合は、当該指針等を踏まえた内容とすること。また、これにより、必要な場合はスケジュールを見直すものとする。
- (4) 区は、受託者に対して可能な範囲で必要な資料を貸与する。
- (5) 受託者が本業務の履行に要する費用については、全て受託者の負担とする。
- (6) 制作物（計画策定に係る全てのデータ、各種成果物等）に係る所有権、著作権は区に帰属するものとする。
- (7) 本契約が完了し、成果物が納入された後、内容に不備、不足等の瑕疵が発見された場合は、受託者の責任でこれを訂正するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、区と受託者とで協議の上、定めるものとする。

仕様書・別紙 高齢者等実態調査内容一覧

		調査名	調査内容	調査対象・サンプル数等
区 民 向 け 調 査	1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の区民を対象に、属性情報や生活実態、社会参加状況、健康状態、介護予防に対する意識等について調査・分析を行う。	65歳以上の者（要介護認定者を除く。） 3,000人（無作為抽出）
	2	在宅介護実態調査	要介護認定者を対象に、本人及び介護者の属性情報や、介護者が行っている介護の内容、介護者の就労状況、介護保険サービスに対する満足度等について調査・分析を行う。	介護認定を受けている者（施設入居者を除く。） 2,000人（無作為抽出）
事 業 者 向 け 調 査	3	事業者向け調査	区内事業所を対象に、運営状況や、職員体制、人材確保・定着に向けた取組等について調査・分析を行う。	以下を除く区内事業所 262箇所（悉皆調査） ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・短期入所療養介護 ・居宅療養管理指導 ・特定福祉用具販売 ・居宅介護住宅改修 ・地域包括支援センター